

平成25年8月相模原市教育委員会定例会

日 時 平成25年8月15日(木曜日)午後1時30分から午後3時まで

場 所 相模原市役所 教育委員会室

日 程

1. 開 会

2. 会議録署名委員の決定

3. 議 事

日程第 1 (議案第45号) 相模原市諸収入金に対する延滞金徴収条例等の一部を改正する条例について(教育環境部)

日程第 2 (議案第46号) 相模原市岩本育英奨学基金条例について(教育環境部)

日程第 3 (議案第47号) 平成25年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正について(教育局)

日程第 4 (議案第48号) 相模原市児童生徒等災害見舞金審査委員会委員の人事について(教育環境部)

日程第 5 (議案第49号) 相模原市スポーツ推進委員の人事について(生涯学習部)

日程第 6 (議案第50号) 県費負担教職員の管理職への再任用の基本方針について(学校教育部)

4. 閉 会

出席委員(5名)

委 員 長 溝 口 碩 矩

委員長職務代理者 小 林 政 美

教 育 長 岡 本 実

委 員 大 山 宜 秀

委 員 田 中 美奈子

説明のために出席した者

教 育 局 長 白 井 誠 一 教 育 環 境 部 長 大 貫 守

学校教育部長	小泉和義	生涯学習部長	小野澤敦夫
教育局参事 兼教育総務室長	小山秋彦	教育総務室 担当課長	細谷正行
教育環境部参事 兼学務課長	長嶋正樹	学務課担当課長	高橋進
教育環境部参事 兼学校保健課長	鈴木英之	学校教育課長	西山俊彦
学校教育課 課長代理	馬場博文	学校教育課主幹	小泉勇
学校教育部参事 兼教職員課長	奥村仁	教職員課主幹	二宮昭夫
教職員課担当課長	菊池政弘	スポーツ課 担当課長	鈴木敏男
スポーツ課 総括副主幹	宮崎信広	博物館長	菊地原恒市
博物館総括副主幹	佐々木春美		
事務局職員出席者			
教育総務室主任	秋山雄一郎	教育総務室主任	越田進之介

開 会

溝口委員長 それでは、ただいまから相模原市教育委員会 8 月定例会を開会いたします。

本日の出席委員は 5 名で、定足数に達しております。

本日の会議録署名委員に、小林委員と私、溝口を指名いたします。

はじめにお諮りいたします。本日の会議を公開の会議とすることで、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

溝口委員長 では、本日の会議は公開といたします。

傍聴人の方は、お入りいただいて結構です。

(傍聴人入場)

相模原市諸収入金に対する延滞金徴収条例等の一部を改正する条例について

溝口委員長 それでは、これより日程に入ります。

日程 1、議案第 4 5 号、相模原市諸収入金に対する延滞金徴収条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大貫教育環境部長 議案第 4 5 号、相模原市諸収入金に対する延滞金徴収条例等の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

議案を 1 枚おめくりいただきたいと思ひます。右側に提案の理由がございます。

本議案は、地方税法の改正によりまして、市税に係る延滞金の割合が変更となることを踏まえ、延滞金等の割合に係る規定の改正及び追加、閏年における延滞金等の割合の取扱いに係る規定の追加、延滞金等の減免に係る規定の追加、延滞金の名称の変更に係る規定の改正、納付の督促に係る規定の追加その他所要の改正を行うことにつきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、相模原市長より意見を求められたため提案するものでございます。

詳しい説明は、関係資料をご覧いただきたいと思ひます。

平成 2 5 年度の税制改正におきまして、地方税法の延滞金の割合について、平成 2 6 年 1 月から引き下げられることになりました。本市における延滞金の徴収に関する規定につ

きましては、それぞれの条例で規定されているもの、規定がなく相模原市諸収入金に対する延滞金徴収条例に基づくものがございまして、また、率においても統一されていなかったことから、全庁的に延滞金の規定の見直しを行いまして、統一化を図ることとなりました。このことから、相模原市奨学金条例につきましても所要の改正をいたすものでございます。

延滞金の率の見直しでございますが、後ほど詳しくご説明させていただきますが、地方税法の改正に伴いまして、延滞金の見直しが行われまして、市の延滞金について、国税の見直しに合わせ、全庁的に同様の見直しをすることとなりました。現行の延滞金の利率は、1カ月以内については年7.3%、それ以降については年14.6%と規定しております。

今回の改正は、この本則の延滞金の利率の改正はございません。ただ、実際に利率が適用されます特例基準割合というものが改正されるものでございます。今回の特例基準割合の改正によりまして、実際に適用される延滞金の利率は、1カ月以内については年4.3%、それ以降については年14.6%が、1カ月以内については年3.0%、それ以降については年9.3%の利率になるものでございます。

全庁的な改正、見直しを行いまして統一化を図るもので、2にございますように、1)の諸収入金に対する延滞金徴収条例から14)の奨学金条例まで、14の条例が、利率が違っていたり、いろいろありましたので統一されることとなります。

2ページをご覧いただきたいと思えます。奨学金条例での主な改正点でございます。

まず、1つ目が延滞金の率でございます。現在、現行の条例では年10.75%となっておりますが、地方税法の改正を受けまして、本則では年14.6%、1カ月以内については年7.3%、これは本則、地方税法どおりでございます。ただ、特例といたしまして年9.3%、1カ月以内が年3.0%とするもので、これは後ほどご説明させていただきます。

2の延滞金の規定の整理でございますが、(1)の減免につきましては、現状、減免の規定はございません。これを新たに、減免の規定を追加するものでございます。また、閏年につきましては、閏年の規定がございませんので規定を追加いたしまして、閏年につきましては365日で計算するというものでございます。(3)の計算方法ですが、返還金については1円以上を対象としておりましたが、改正後は、返還金につきましては2,000円以上で1,000円単位とするものでございます。次に、延滞金でございますが、(4)にありますように名称を違約金というものに変えまして、現在延滞金が

10円以上、10円単位でございますものを、違約金として1,000円以上で100円単位と変えるものでございます。

3の督促につきましては、現状、規定がございませんので、地方自治法施行令あるいは債権管理条例の規定を準用しているわけでございますが、今回は債権管理条例というのがございます、これに委任するものでございます。

3ページをご覧いただきたいと思えます。延滞金の率につきまして補足説明させていただきます。非常にややこしいのですけれども、ちょっと順番に説明させていただきます。

先ほど言いましたように、今回の地方税法の改正に当たりまして、本則でございます延滞金14.6%と納期が1カ月以内で7.3%、一番左下でございます【A】の部分は、本則は変わりありません。

【B】のところですが、現行、特例基準というのがございます、各年の前年の11月30日を経過するときにおける商業手形の基準割引率（現行0.3%）、これに1カ月以内については年4%を加算した割合、これが現行の基準で、下の真ん中の【B'】にございますように4.3%、1カ月を超えるものにつきましては特例がございませんので、14.6%そのままとなっております。ですから、現行は【B'】が適用されております。

今回、【B'】のこれを上の欄の【C】にありますように、この特例基準割合が【B】から【C】に改正されるものでございます。

【C】の特例基準は何かといいますと、各年の前々年10月から前年の9月までにおける国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の平均割合、現行は1%なのですけれども、これに1%を加算した割合、つまり特例基準が2%になるわけです。それから、1カ月後については7.3%に加算されるわけでございます。

ですから、【C】にありますように特例が2%ですので、納期が1カ月以内は1%を足して3%、右側でございます。1カ月を超えるものにつきましては、特例2%に7.3%を加えて9.3%。ですから、新しい割合につきましては、9.3%と3.0%になるわけでございます。これを、本則は14.6%と7.3%ですから、附則の中で経過措置として9.3%と3.0%を規定するわけでございます。

なお、特例につきましては、毎年毎年市場の変化で変わっていきますので、最後に示しました附則の割合については変わっていく、変更していく可能性があるということでございます。

以上で、議案第45号、相模原市諸収入金に対する延滞金徴収条例等の一部を改正する

条例につきましての説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、  
お願い申し上げます。

溝口委員長 ただいま説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

3ページの参考の【C】ですかね。【C】に1%を加算すると書いてございますけれども、これはどうしてですか。

長嶋学務課長 特例基準割合といいますのは、現在14.6%、7.3%という延滞金の率が市場の市中金利等に比べると非常に高い額になっていて、それを市場金利に合わせるために特例基準というのを毎年定めるということになっております。その中で、国税においてもそうですし、地方税においてもそうですけれども、国の方でこういった基準を定めたということでございまして、1%を加えるというのは、市中金利に合わせるというようなことで決められたものと考えております。

小林委員 関係資料の2ページです。大きな3番の奨学金条例のこの枠の説明がございすけれども、3の2の(4)の名称ですが、延滞金と違約金の名称の意味の違いと、何故これを変更するのかという2点をお願いいたします。

長嶋学務課長 これまで奨学金条例は延滞金と定めておりました。これが、延滞金という名称が、地方自治法の231条に定めているのですが、地方自治法上に定める公の債権、分担金とか使用料とか手数料とか、そういった公の債権に関しては地方自治法で延滞金を徴収することができるという規定になっておりまして、今回の奨学金のように貸付金というようなことですから、私債権に準ずるようなものについては、いわゆる自治法上の延滞金がそのまま適用できるか、名称だけですけれども、そのままできるかどうかということで、あくまでも個別に定める、条例で定める名称ということで、違約金と名前を分けた方がいいのではないかということで、市の中で全体的に統一的に延滞金と違約金という名称を条例によって分けたということになっております。

溝口委員長 新旧対照表の方は説明がなくてよろしいのですか。

大貫教育環境部長 あえて改正部分は、部分的な改正なので、ご説明してもわかりにくいということで資料で説明させていただきました。

それでは、新旧対照表を見ていただきまして、最初の1/6ページにつきましては、語句の整理を、所要の改正をさせていただきまして、これは昭和37年につくられている条例ですので、その後、平成になって法令用語等の書き方とか、平仮名を漢字にするとか、

そういうものが改正されておりますので、その後、条例を改正することに仕様の改正で語句の整理を行っているものでございます。

実際、影響がありますのは、3 / 6の第13条のところでございます。現行第13条では、延滞金の徴収ということで年10.75パーセント、それから10円未満の端数があるときには切り捨てると、こういう規定がされております。改正案では条をずらしませんが、第13条でまず督促をする。督促をしてから違約金が発生するという考えでございますので、督促を発しない限りは違約金は発生しないという考えになるということで、まず督促をするということです。督促をした後で、納期限から違約金の日数を計算するというところでございます。

第14条につきましては、違約金の率について、年14.6%と、次のページに行きまして、年7.3%、これは本則で決めてございます。2項には、違約金の計算に当たっては、閏年は365日とするということ。3項には、奨学生であった者が、返還にやむを得ない理由があるときは減額または免除することができるという減免規定を置いています。

その下の経過措置の2項で、当分の間というところで、先ほど言いました14.6%と7.3%を特例割合で計算しますよという、これは内容が載っているわけで、割合につきましては年々変化しますので、ここでは数字は細かく出ておりませんが、先ほど説明いたしました9.3%、1カ月以内は年3.0%という数字が、この附則で出てくるわけでございます。

概略ですけれども、そういう対照表でございます。

溝口委員長 ほかに質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

溝口委員長 それでは、ありませんので、これより採決を行います。

議案第45号、相模原市諸収入金に対する延滞金徴収条例等の一部を改正する条例についてを原案どおり決めるにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第45号は可決されました。

#### 相模原市岩本育英奨学基金条例について

溝口委員長 次に、日程2、議案第46号、相模原市岩本育英奨学基金条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大貫教育環境部長 議案第46号、相模原市岩本育英奨学基金条例につきまして、ご説明申し上げます。

議案の裏面をご覧いただきたいと思います。

提案の理由でございますが、本議案は、財団法人岩本育英会の解散に伴いまして、その残余財産の寄附を受け、当該寄附金を原資として学術優秀で経済的理由により修学が困難な者に対する奨学金給付事業の財源とするため、基金の設置その他所要の定めをすることについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、相模原市長より意見を求められたため提案するものでございます。

条例の内容につきましては、各条ごとにご説明させていただきます。表にお戻りいただきたいと思います。

第1条の設置でございますが、財団法人岩本育英会からの寄附金を基礎として、修学が困難な者に奨学金を給付する事業の財源とするため、相模原市岩本育英奨学基金を設置するというものでございます。

第2条の積立てでございますが、基金として積み立てる額は(1)の事業の趣旨に添う寄附金、(2)の一般会計歳入歳出予算で定める額とするものでございます。

第3条の管理でございますが、基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。また、基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券にかえることができるとするものでございます。

第4条の収益の処理でございますが、基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、それから基金に編入するというものでございます。

第5条の処分でございますが、基金は、事業に要する費用に充てる場合に限り、その全部または一部を処分することができるとするものでございます。

第6条の委任でございますが、この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、市長が別に定めるとするものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

なお、この基金条例は、他で本市が制定しております基金の条例と、ほぼ同様の内容となっております。

それでは、具体的に説明をさせていただきますが、関係資料1ページをご覧いただきたいと思います。



まず、背景でございますが、財団法人岩本育英会が、平成25年3月31日に解散したことに伴いまして、育英会から残余財産5,528万1,207円を市に寄附したい旨の申し出がなされまして、7月25日に相模原市長に寄附金が贈呈されました。これまで育英会では、市内在住の高校生等に対して奨学金給付事業を行ってきたところでございますが、解散後も市が寄附金をもとに事業を実施し、高等教育の推進及び学習機会の充実を図るため、相模原市岩本育英奨学基金条例を制定するものでございます。

なお、寄附金の活用方法でございますが、寄附に当たっては、育英会から、寄附金をもとに市において奨学金事業を実施してほしい、奨学金制度の創設に当たっては、学術優秀で、経済的理由により高等学校課程の修学が困難な学生に奨学金を給付してほしい、また、故岩本信行氏の遺業と遺徳を顕彰し、永く後世に伝えるということに配慮してほしいという要望が添えられております。ですので、岩本育英会という名称をつけさせていただきました。

なお、給付の条件、給付金額等の詳細については、教育委員会規則で規定する予定でございます。

2ページ目の4をご覧くださいと思います。

奨学金の概要についてでございますが、これにつきましては、規則で規定する予定でございますが、現在のところ(1)の奨学生の応募資格につきましては、市内在住で学校教育法第1条に規定する高等学校または高等専門学校に入学予定の者。また、学術優秀、生活・行動面が良好で、経済的な理由で修学が困難な者としていたいと考えております。

奨学金の額は従来どおり月額1万2,000円。給付人数につきましては、こういう経済状況ですので、現在は2名程度ですけれども、5名程度にしたいと考えております。返還については、原則不要となっております。給付期間は3年間。昨今の低金利状態を考えますと、1学年5名程度で奨学金を給付すると、約25年間実施できるものと考えております。

今後のスケジュールにつきましては、そこに書かれてあるとおりでございます。

なお、財団法人岩本育英会の経歴等につきましては、3ページをご参照いただければと思います。

以上で、議案第46号、相模原市岩本育英奨学基金条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

溝口委員長 ただいま説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願い

いいいたします。

現在は今 2 名と説明がございましたが、その現在 2 名の方も返還の義務は原則不要ということになっているのでしょうか。

長嶋学務課長 これまでも給付という形の奨学金でございましたので、返還は必要ありません。

田中委員 こちらの奨学金の応募資格などは具体的にはこれから決めていくと思うのですが、どういう点を一番考慮していこうと考えているか、教えていただきたいのですが。

長嶋学務課長 2 ページにございますとおり、現在のところ、その(1)のところにあるようなものを考えているわけですが、岩本育英会のご希望もございますし、その制度の趣旨からして特に学術優秀で、推薦等で選ばれた方の中からやっていこうということです。

現在の奨学金は、ほかの奨学金を得ると対象外になりますので、応募の段階では両方で応募していただいても構いませんが、恐らくこの給付型が最有力で、当然これを希望されるでしょうからこれを選ばれて、ほかの方に貸与型の奨学金が行くというような形で、様々な選択肢の中から奨学生の方に選んでいただくということで考えております。

小林委員 提案の理由のところの 2 行目ですが、寄附金を原資として学術優秀で経済的理由により修学が困難と、こういう言葉が入っています。それから、関係資料の 1 ページですか、真ん中の 2 のところの 2 つ目の丸も学術優秀で云々が入っておりますね。ところが、条例の設置の第 1 条には、その前半が書いていなくて、修学が困難な者となっておりますが、これは何か理由があるのでしょうか。

長嶋学務課長 具体的な奨学金の概要については別に任せる、教育委員会の方に任せるといようなことで、あくまでもこれは基金の設置を目的とする条例でございますので、そこまでは規定しておりません。

溝口委員長 ほかに質問、ご意見等ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

溝口委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第 46 号、相模原市岩本育英奨学基金条例についてを原案どおり決するにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第 46 号は可決されました。

平成25年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正について

溝口委員長 次に、日程3、議案第47号、平成25年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大貫教育環境部長 議案第47号、平成25年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、相模原市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく提案するものでございます。

平成25年度相模原市一般会計、特別会計、公営企業会計、補正予算書及び予算に関する説明書の3ページをご覧いただきたいと存じます。

はじめに、9月補正予算の全体の概要でございますが、第1条でございますように、歳入歳出予算の総額2,446億5,600万円に、歳入歳出それぞれ8億8,600万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,455億4,200万円とするものでございます。

14ページをご覧いただきたいと存じます。

中ほどの「款50 教育費」につきましては、2,981万円の減額でございます。補正後の一般会計予算全体に占める教育費の割合は7.5%で、0.1ポイントの減となっております。これは教育費全体で2,981万円の減額となっておりますが、これはさきの6月臨時会でご審議いただきました相模原市職員の給与の特例に関する条例の制定に基づき、一般職の職員の給料月額等の減額を行ったことによるものでございます。

続きまして、教育委員会の所掌に係る補正予算の内容につきまして、ご説明申し上げます。42ページの下段をご覧いただきたいと存じます。

「款50 教育費」、「項5 教育総務費」、「目10 事務局費」でございますが、先ほどご同意をいただきました岩本育英奨学基金条例の制定に伴う補正予算で、説明欄2にございますように、財団法人岩本育英会の解散に伴い、その残余財産の寄附を受けまして、新たに設置いたします相模原市岩本育英奨学基金に積み立てるための経費でございます。

引き続き、関連する歳入につきまして、ご説明申し上げます。恐れ入りますが、22ページにお戻りいただきたいと存じます。

下段の「款65 財産収入」、「項5 財産運用収入」、「目10 利子及び配当金」、

「節5 利子収入」につきましては、説明欄1の岩本育英奨学基金の利子収入を見込むものでございます。

次に、24ページをご覧ください。

上段「款70 寄附金」、「項5 寄附金」、「目35 教育費寄附金」、「節5 教育総務費寄附金」につきましては、説明欄1の岩本育英奨学基金寄附金を見込むものでございます。

小野澤生涯学習部長 引き続きまして、ご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、44ページ下段をご覧くださいと存じます。

「款50 教育費」、「項25 市民体育費」、「目10 体育施設費」でございますが、説明欄1の体育施設等維持補修費につきましては、総合水泳場にあります水泳大会でタイムを計測する競泳システムについて、選手がゴールした場合などにタッチ板から受けた信号を計測機器に送るレーンボックスの経年劣化が進み、正確なタイム計測ができなくなる恐れが生じたので、今後の大会運営を担保するため、修繕に要する経費として500万円を計上するものでございます。

以上で、議案第47号、平成25年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正についてのご説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

溝口委員長 ただいま説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

田中委員 レーンボックスの更新修繕ということで、これは今ついているものというのは、グリーンプールができたときにつけたものでしょうか。

鈴木スポーツ課担当課長 委員おっしゃるとおり、開館当時からあるものでございます。

田中委員 多分、随分経っていると思うのですがけれども、最新のものにするとどのくらい、何か違いとかがあるのでしょうか。

鈴木スポーツ課担当課長 現在のものは旧式の形になっており、今回の修繕に当たりましては、ケーブルやコネクターなど、1個1個のものは新しいものということで修繕いたしますが、現実的には今までも正確にタイムが測られているということでございます。

溝口委員長 ほかに質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

溝口委員長 それでは、ありませんので、これより採決を行います。

議案第47号、平成25年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正についてを原案どおり決めるにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第47号は可決されました。

相模原市児童生徒等災害見舞金審査委員会委員の人事について

溝口委員長 次に、日程4、議案第48号、相模原市児童生徒等災害見舞金審査委員会委員の人事についてを議題といたします。

なお、本議案は大山委員の一身上にかかわる事案ですが、引き続き大山委員に出席していただくことでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

溝口委員長 それでは、大山委員につきましては、引き続き出席していただくことにいたします。

提案理由の説明を求めます。

大貫教育環境部長 議案第48号、相模原市児童生徒等災害見舞金審査委員会委員の人事について、ご説明申し上げます。

相模原市児童生徒等災害見舞金審査委員会は、附属機関の設置に関する条例に基づき設置されているもので、学識経験者をはじめ、学校関係者等の代表者から構成され、定員は10名以内となっており、現在10名の委員を委嘱しております。

参考資料をご覧いただきたいと存じます。

児童生徒等災害見舞金制度は、学校管理下において児童生徒が負傷、疾病、身体障害、または死亡した場合に見舞金を贈呈するものでございます。

見舞金の内容といたしましては、(1)にございますように、入院をした場合の医療見舞金、障害が残った場合の障害見舞金、永久歯を損傷し、神経をとった場合の歯科見舞金、死亡時の死亡見舞金、教育委員会が特に必要と認めた場合の特別見舞金でございます。当該審査委員会は、特別見舞金につきまして、教育委員会からの諮問を受けて審議を行うものでございます。

議案にお戻りいただきたいと存じます。

本議案につきましては、相模原市児童生徒等災害見舞金審査委員会委員2名が任期満了になることから、後任の委員を委嘱することが必要なため提案するものでございます。

議案の裏面の下段をご覧くださいと存じます。

任期満了の2名の方でございますが、学識経験のある者として相模原市医師会から推薦をいただき、委嘱申し上げておりました大山宜秀氏及び相模原市歯科医師会から推薦をいただき、委嘱申し上げておりました中山栄一氏の2名の委員が8月31日をもって任期満了となりますが、上段の表の1及び3にございますとおり、9月1日をもって引き続き委嘱をお願いするものでございまして、その任期は2年でございます。9月以降の委員の構成につきましては、名簿のとおりでございます。

以上で、議案第48号、相模原市児童生徒等災害見舞金審査委員会委員の人事についての説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

溝口委員長 ただいま説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

委嘱期間を見ますと、長い人は10期とか6期とかありますけれども、そのほかは全部1期ですね。こういうふうな委嘱期間については、特に制限がありませんからこれでもいいのでしょうか、1期の人と10期、6期というふうに長い人が混在するというのは、何かお考えがあるのですか。

鈴木学校保健課長 委嘱期間につきましては、先ほど部長がご説明申し上げました附属機関の設置条例で各任期がそれぞれ2年ということでございまして、この委嘱期間が通算何期かということについては、その選出区分の推薦母体の団体からご推薦をいただく判断で変わってきます。保護者の代表、あるいは学校長の代表もそれぞれPTA連絡協議会、あるいは校長会等のご推薦によってメンバーが変わりますので、特段制限、あるいは教育委員会の方からお願いしているものではございません。

溝口委員長 そうすると、教育委員会の方では、選ぶ母体の方へは特に条件はつけていないということですか。

鈴木学校保健課長 そのとおりでございます。

溝口委員長 ほかに質疑、ご意見等ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

溝口委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第48号、相模原市児童生徒等災害見舞金審査委員会委員の人事についてを原案どおり決するにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第48号は可決されました。

#### 相模原市スポーツ推進委員の人事について

溝口委員長 次に、日程5、議案第49号、相模原市スポーツ推進委員の人事についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小野澤生涯学習部長 議案第49号、相模原市スポーツ推進委員の人事について、ご説明申し上げます。

相模原市スポーツ推進委員は、本市のスポーツ推進のため、市民へのスポーツに関する助言・指導を職務とし、公民館の館長等の推薦を得て、2年の任期期間で市教育委員会が委嘱しております。

本議案につきましては、平成25年、平成26年度のスポーツ推進委員について、平成25年4月1日付で委嘱をしているところでございますが、定数253名のうち、現在239名の委嘱となっており、6地区で計14名の欠員が生じておりました。このうち、藤野地区で藤野中央公民館長より、このたび諸角暁氏をご推薦いただきましたので、平成25年9月1日付で委嘱をいたしたく、スポーツ基本法第32条第1項の規定に基づき、提案するものでございます。

なお、他地区のスポーツ推進委員の欠員につきましては、公民館等におきまして引き続き、現在人選にご尽力をいただいているところでございます。

以上で、議案第49号のご説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

溝口委員長 ただいま説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

大山委員 欠員が毎回報告されるのですけれども、委員がいつも埋まるということに対して、何か工夫とか働きかけとかはございますでしょうか。

宮崎スポーツ課総括副主幹 今の欠員が生じている背景等でございます。スポーツ推進委員の方々につきましては、平日の夜、土日も含めて多くのスポーツ事業にかかわりを持っていただいております。なかなか多くの方が積極的に参加をいただけるという状況にはまだ至っておりません。しかしながら、会議の都度、代表して出ていただいている幹事の

方には、親しい方を通じて推薦の方をお願いするというので、毎回とは言いませんけれども、お願いは続けている状況でございます。

大山委員 開催が頻回にあるから、なかなか出席できないので推薦者がいないということですか。

宮崎スポーツ課総括副主幹 何人かの方に、その現状をやはりお聞きした経過がございまして、土日のスポーツのイベント等に出席していただくことに加え、スポーツを積極的に推進していくために、市の関係以外の地元の活動にかなり力を入れていただいているという経過がございまして、そこになかなか時間を多くとられるというところが、1つの大きな理由であると理解しております。

小林委員 関連ですが、委員の定数が253名と定められておりますけれども、この数字の算出方法というのは、どんなふうに行っているのかどうか、お願いしたいと思います。

小野澤生涯学習部長 算出方法の基準的なものという形では、特に持っていないと思うのですが、地区の特性を生かした形の中で人数配分されていまして、地域特性はある程度生かしながらの配置になっていると理解しているところでございます。

小林委員 合併前の津久井の旧4町は、それぞれ町ごとにスポーツ推進委員の定数が決められていたはずですが、その数字はそのまま移行しているのでしょうか。

宮崎スポーツ課総括副主幹 合併前の数字はそのまま、地域の特性をやはり生かすというお話もありましたけれども、津久井地域につきましては駅伝等、合併前の事業をそのまま引き続き継承させていただいておりますので、委員の数は変わりなくお願いしております。

田中委員 こちらの諸角氏ですが、平均年齢54.7歳の中で24歳というのは若き新鋭というか、これからご活躍いただけるのではないかなと思いましたが、こちらの方は、そのスポーツ推進にかかわるという中では、どういう活動をされている方なのか教えていただけますでしょうか。

宮崎スポーツ課総括副主幹 個人的には陸上競技を長くされておまして、お仕事については自営ということで伺っております。ここで20代ということで委員になっていただくということですが、これはやはり藤野町というか、藤野の地域柄で、やはり親しい人からのお声がけなんかもあったようで、積極的にやっていただけると伺っております。

溝口委員長 ほかに、ご質問等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

溝口委員長 それでは、ありませんので、これより採決を行います。



議案第49号、相模原市スポーツ推進委員の人事についてを原案どおり決するにご異議  
ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第49号は可決されました。

#### 県費負担教職員の管理職への再任用の基本方針について

溝口委員長 次に、日程6、議案第50号、県費負担教職員の管理職への再任用の基本方  
針についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小泉学校教育部長 議案第50号、県費負担教職員の管理職への再任用の基本方針につい  
て、ご説明申し上げます。

県費負担教職員の管理職である校長及び教頭を、校長及び教頭の職に再任用するための  
基本方針を定めたく提案するものでございます。

それでは、具体的な内容につきましては、教職員課長からご説明させていただきます。

奥村教職員課長 それでは、県費負担教職員の管理職への再任用に係る基本方針について、  
ご説明いたします。

はじめに、お手元でございます議案第50号に係る参考資料をご覧ください。県費負担  
教職員の管理職への再任用を実施するに当たっての背景でございます。

公的年金の支給開始年齢引き上げに伴い、本年度末の定年退職者から、定年退職後に年  
金の無支給期間が発生いたします。このことから、「国家公務員の雇用と年金の接続につ  
いて」が、平成25年3月26日に閣議決定され、公的年金支給開始年齢に達するまでの  
間、再任用を希望する職員については、雇用と年金を接続することとされました。また、  
地方公務員についても、この閣議決定の趣旨を踏まえて、必要な措置を講ずるよう要請さ  
れたところでございます。

次に、2の再任用の現状でございます。現在、一般の教員につきましては、県費負担の  
教諭としてフルタイム勤務または短時間勤務として再任用しており、管理職である校長及  
び教頭につきましては、市の非常勤職員として再雇用してございます。

次に、管理職への再任用を実施するに当たっての検討の視点でございます。3をご覧く  
ださい。

1つ目は、公的年金の支給開始年齢引き上げに伴う「雇用と年金の接続」に係る課題解

決を図る。もう1点は、管理職の年齢構成や経験年数について、経験豊かな年代と新進気鋭の年代などのバランスを図り、相模原の学校教育の継承・発展に努める。この2点を検討の視点として検討してまいりました。

次に、4の管理職再任用・再雇用イメージをご覧ください。

平成26年度から平成28年度までにつきましては、この後ご説明いたします再任用に係る基本方針にもかかわることですが、現行の再任用制度に加えて、61歳に達する年度の年度末まで管理職への再任用を実施したいと考えております。

網かけのところが定年退職した翌年度に管理職として再任用するもので、その翌年度からは市の非常勤職員としての再雇用や拠点校指導を行う教諭としての再任用などになります。また、定年退職後に管理職を希望しない場合は、最初から市の非常勤職員への再雇用や教諭としての再任用などの勤務もできるようになっています。

それでは、議案第50号の用紙にお戻りください。管理職への再任用に係る基本方針でございますが、1から順にご説明いたします。

1につきましては、平成26年度から管理職への再任用を実施するとしたものでございます。

2では、管理職への再任用の対象となるのは、市立小学校及び中学校に勤務する県費負担教職員のうち、心身ともに健康であって、働く意欲と能力を有する定年退職予定の管理職及び準ずる者として、教育長が適当と認めるものとしております。

3では、教育委員会は年度ごとに再任用管理職の任用数を定め、希望する者の中から選考を行うこととしております。

4では、再任用管理職の配置は、原則として退職時と同一の校種及び職といたします。

5では、再任用管理職は、フルタイム勤務としております。

6では、平成26年度から平成28年度までの間の再任用の任期の末日を、61歳に達する年度の3月31日としたものでございます。

7の見直しでございますが、(1)平成29年度以降の再任用につきましては、再任用の実施状況、教職員の年齢別職位構成等の検証を行い、国、他の地方公共団体及び民間企業の動向等を勘案し、改めて再任用の上限年齢を定めることといたします。

(2)につきましては、国の制度改正等、特別の事情が生じた場合は、必要に応じて見直しを行うとしております。

8では、基本方針に定める以外にあって、必要な事項は別に定めるとするものでござい

ます。

以上、議案第50号、県費負担教職員の管理職への再任用の基本方針について、ご説明いたしました。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

溝口委員長 ただいま説明が終わりました。これよりご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

大山委員 本年度の管理職の定年退職の予定者の人数と、それから再任を希望している方が何人くらいと見込んでいるのでしょうか。

奥村教職員課長 今年度末の管理職の定年退職予定者でございます。小学校、中学校あわせて申しますと、校長が22人、教頭が6人でございます。このうち、まだこの後具体的な申し出ということを行いますが、現在の申し出の見込み、予想でございますけれども、昨年度末のアンケート結果から見ますと、定年退職予定者のうち、4割くらいの方が申し出を行うものと予想しています。

田中委員 この3のところでは任用数を定めとありますけれども、年度ごとに、どういうことを基準に任用数を決めていこうと考えていらっしゃるのでしょうか。

奥村教職員課長 任用数の定めでございますけれども、著しく大きくしますと、新規の管理職登用者を大きく狭めることにつながりますので、現時点では、概ね当該年度の管理職の定年退職予定者の半数程度が適当であると考えてございます。

小林委員 2番の(1)ですか、各年度の定年退職予定者のうち管理職である者と、これは今の説明の中で校長、教頭が対象になろうかと思うのですが、その(2)のところでは、前号に準ずる者としてというのがありますが、これは何を想定しているのでしょうか。

奥村教職員課長 雇用と年金の接続にかかわる問題は、今年度定年退職予定者と同年齢の方から適用となるものでございます。仮に1~2年早く、何らかの事情によって退職された方が当該年度に定年退職者に準じると認められる場合などが考えられます。

小林委員 そして、概ね50%というのを目安にしておられるようですが、多分もう今年の9月か10月ごろですか、校長、教頭の選考に入ってくると思うのですね。それとの兼ね合いはどんなふうになるのですか。

奥村教職員課長 次年度の管理職の選考ということでございますけれども、現時点では先ほどの見込みもでございますけれども、実際にどのような申し出があるということをはっきりと現時点でつかんではおりませんので、新年度の管理職の登用選考に関しましては、この再任用のことは考慮せず、選考試験の方は別に実施したいと考えております。

田中委員 再任用の管理職となった場合、現職での管理職との給与の差とか、そういうものは出てしまうのでしょうか。

奥村教職員課長 再任用職員の給料につきましては、県費負担教職員となるものでございますから、神奈川県給与条例で既に定めてございます。実際の金額で申し上げますと、再任用の校長の諸手当を含まない給料月額ということでございますと、校長は41万2,700円、教頭は32万9,800円というのが再任用の給料月額でございます。現在、定年退職予定の方の給料と比較すると、人によって変わりますが、およそ70%から75%前後の額というようなことになります。

小林委員 既に実施している他県や他市の管理職への再任用の状況と、もしつかんでおられるならば課題、あるいは影響が何かあるのかどうか、説明いただければと思います。

奥村教職員課長 他県、他市の状況ということで、つかんでいる範囲で申し上げます。相模原市と隣接する市町村で申し上げますと、東京都や横浜市では既に管理職の再任用が行われています。横浜市では現在、再任用校長が27名、東京都では再任用校長が241名というような状況でございます。神奈川県及び川崎市については現在、検討を進めているところということで、本市と似たような状況にあると推測しています。

課題や影響ということでございますけれども、再任用の管理職の希望については、なかなか希望者が少ないということは、電話での聞き取りによって聞いております。

溝口委員長 3番に、年度ごとに再任用管理職の任用数を定めと書いてありまして、希望者の中から選考すると書いてありますね。この選考というのは、どんなふうなことを予定されていますか。

奥村教職員課長 選考でございますけれども、今、委員長ご指摘の3の前項の2にございますように、1つは心身ともに健康であって、働く意欲と能力を有する定年退職の管理職というような定めがございますので、当該希望者の健康状況及び意欲や能力につきまして、健康診断のデータ及び面接によって意欲や能力について聞き取りを行う中で、判断をしたいと考えてございます。

溝口委員長 面接は、どういう点を聞くことになるのでしょうか。

奥村教職員課長 先ほど申し上げました働く意欲と能力ということでございます。具体的には今後、要綱等を制定する中で詰めていきたいと考えております。

小林委員 もし選考に漏れてしまったと、そういう場合には別途、再雇用の道は開かれるのかどうか、お伺いしたいのですが。

奥村教職員課長 この問題を検討します背景といたしまして、雇用と年金の接続を図ることがまず前提としてございましたので、仮に再任用管理職としての再任用ができなかったとしても、別の雇用の道も考えていきたいと思っております。

田中委員 もう次の4月には再任用ということになると思うのですけれども、大体のスケジュールというのはもう決まっているのでしょうか。

奥村教職員課長 本教育委員会におきまして、この基本方針の決定をいただきましたら、来月9月の校長会、教頭会におきまして策定した要綱を説明、10月の初旬には実際に再任用管理職の申し出、11月には選考のための面接、その後、選考結果通知というようなスケジュールで考えております。

田中委員 先ほど、やはり現役や新採用の教員数の幅も狭めないよという言葉があったと思うのですけれども、実際に他県でも行っているところで、何かそういう問題点や課題というのは出てきているのでしょうか。

奥村教職員課長 新規採用職員や、あるいは新たに管理職になる方への道や採用数が少なくなるのではないかと懸念がございますが、今、本市の教職員の年齢構成を見ますと、50代後半のところに変数多く的人数が固まっているところでございます。いわゆる大量退職期にちょうど入っているところで、定年退職者だけでも今後、毎年120人規模になる見込みでございますので、再任用職員が増えても、新規採用数への影響並びに管理職への昇進を著しく狭めるということはないと考えております。

溝口委員長 ほかに、ご質問等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

溝口委員長 それでは、ありませんので、これより採決を行います。

議案第50号、県費負担教職員の管理職への再任用の基本方針についてを原案どおり決めるにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第50号は可決されました。

#### 損害賠償の額の確定に係る専決処分について

溝口委員長 それでは、事務局から報告事項があるようです。

報告事項1について、学校教育課からお願いします。

西山学校教育課長 損害賠償の額の確定に係る専決処分について、お手元の資料でご説明

を申し上げます。

この専決処分につきましては、市立中学校の課外活動中に生じた物損事故に係る損害賠償額の決定につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分を行い、9月市議会定例会において報告を行うに当たり、あらかじめ教育委員会に報告するものでございます。

資料の2枚目をご覧ください。

内容についてでございますが、平成25年5月4日午後4時ごろ、相模原市南区内の市立中学校屋外運動場において課外活動で軟式野球の練習試合をしていた際、生徒が打ったボールが防球ネットを越え、隣接する被害者宅敷地内に駐車していた被害者の小型乗用車に落下し、ボンネットを破損させたものでございます。専決処分は平成25年7月26日付で行い、本市の責任割合は100%、損害賠償額につきましては65,278円でございます。

以上、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいいたします。

溝口委員長 この件につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。

田中委員 再発防止策に「練習試合は行わない」と書いてあるのですけれども、これは練習試合をその校庭で行わないと受け取ってよろしいのでしょうか。

西山学校教育課長 委員おっしゃられるとおりでございます。練習試合を当該校の学校のグラウンドでは行わないということでございます。

溝口委員長 関連してよろしいですか。練習試合は行わないということですが、その練習試合に向けての練習はオーケーなのですか。

西山学校教育課長 日常の練習については、規制をするものではございません。ただ、この再発防止策の(2)にありますように、バッティング練習を行う際には、バッティング用の防球ネット、これをバッターの方に近づけてボールが高く上がるのを防ぐというものでございます。そのように、今まで以上に、ボールが防球ネットの方を越えることを防ぐような防止策を講ずるものでございます。

大山委員 以前から、この校庭で野球なり球技をやって、周りの住宅にボールがぶつかったとかいう被害というのは何か報告があるのでしょうか。

小泉学校教育課主幹 今までの件数については、今手元にはございませんが、このような事案については今までもございます。

大山委員 あるのですね。そうすると、もう少し対策を、ボールが飛んでも高さがあるフ

エンスをつくるとかしないと、今後も周りの住宅から言われるのではないのでしょうか。状況がよくわからないのですが。

馬場学校教育課課長代理 防球ネットの高さにつきましては、小学校では8m、中学校では10mを大体標準として設置しています。こちらの事故のあった学校につきましては、以前は11mの高さの防球ネットが張ってありまして、たびたびその防球ネットを越えてボールが出るということで、平成23年に高さを3m足しまして、現在では14mの防球ネットに対策を講じた次第です。

しかしながら、今回こういったことで、また防球ネットを越えてしまいましたので、学校側と近隣の住民との調整の中で、練習試合をここの学校でやらないということで対策を講じつつ、また日常の練習については、先ほど課長が申し上げたような対策を講じて対応しているということでございます。

大山委員 防球ネットを14mの高さにしたにもかかわらず、練習試合を行ったところ出てしまったと。すると今後も、普通に学校でバッティング練習をやっても起こり得る可能性というのは大いにあるわけですね。今の学校側の対策でよろしいのでしょうか。

西山学校教育課長 現状、この学校の敷地の形状と申しますか、そのフェンスの防球ネットの向きが、試合のときのバッティングをするホームベースの位置と、そのネットの位置が非常に近いという状況もある中で、練習試合の本番の試合ということになりますと、その位置から打ったボールが行きやすい角度なのですが、日常の練習につきましては、バッティング練習自体の位置を変えるなり、可動式の防球ネットをその近くに立てるなりしてその策を講じているということで、以後こういうことが起きないような策を講じているということでございます。

溝口委員長 大山委員、よろしいですか。

大山委員 釈然としません。

田中委員 私もちっと釈然としない部分があります。他校との練習試合はしないまでも、内々で試合はすると思うのですが、そのとき、やはりバッティングに手加減をしなくてはいけないということなのではないでしょうか。

大山委員 生徒が委縮しながら練習をやっているという事態になりませんか。

溝口委員長 学校教育課では何か考えがあるのですか。

西山学校教育課長 現状、今ご指摘のところ、生徒がこのことによって十分な練習ができないということになりますと、それは非常に問題があると感じております。ただ、現状、

この夏休み等の練習の状況等については、まだ私たちも把握をしておりませんので、今後学校の生徒たちの活動の状況については把握をさせていただき、練習の工夫であるとか、またここでの指導に当たっている先生方との相談をさせていただきながら、生徒の活動に支障がないような形での練習の方法については一緒に検討させていただけたらと思っております。

溝口委員長 学校の様子を調べるということによろしいですか。

西山学校教育課長 この夏休み中の練習の状況であるとか、9月の練習等につきましては、早速学校の方に出向きまして状況を把握し、定例会の方で報告をさせていただきます。

溝口委員長 この教育委員会に報告があるということですね。

西山学校教育課長 はい、よろしく申し上げます。

溝口委員長 よろしくお願ひしたいと思ひます。

ほかに、ご質問等ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

溝口委員長 それでは、この件についてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

#### 特別展示「はやぶさが持ち帰った微粒子公開」結果報告について

溝口委員長 それでは、次に、報告事項2について、博物館からお願いします。

特別展示「はやぶさが持ち帰った微粒子公開」の結果報告についてでございます。

菊地原博物館長 7月13日から開催しました、はやぶさ2応援企画展、今現在も企画展を開催中ですが、その中の特別公開としまして、小惑星はやぶさが持ち帰りましたイトカワの微粒子を、7月17日から28日までの12日間、公開いたしました。光学顕微鏡による直接観覧という形では世界初公開、国立科学博物館と同時でございますが、世界初公開という形でございます。

その結果といたしましては、企画展の入場者は16,075人、そのうち顕微鏡で直接観覧した方は7,146人でございます。これをそれぞれ日に割り返しますと、

1万6,075人ですので、企画展に来られた方は1日当たり1,340人で、顕微鏡を見た方は1日当たり596人ということになります。特にJAXAの相模原キャンパスの特別公開と重なりました26日、27日なのですが、特に27日につきましては当日整理券が30分で終了するなど、多くのファンで熱気に包まれたということでございます。



企画展としては9月1日まで随時観覧していただくことができます。

以上、ご報告申し上げます。

溝口委員長 この件につきまして、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

私たち教育委員、教育長も含めてですけれども、7月18日木曜日、博物館の方に行きまして、顕微鏡の直接観覧をさせていただきました。詳しい説明をしていただきまして、大変ありがとうございました。

この件は、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

溝口委員長 それでは、最後に、教育委員会の主なイベント等について、各部長から説明をお願いいたします。

小泉学校教育部長 特に目新しいものはございませんが、8月30日に、平成25年度に実施しました採用試験の最終合格発表が、全国で1番ということで予定しております。

小野澤生涯学習部長 今、博物館長の方からもご説明ありましたが、9月1日まではやぶさ2応援企画展をしておりますので、ちょうど夏休み期間中で、企画展も含めプラネタリウム等につきましても、満員御礼というような状況でございます。お手元の資料にもありますように、クイズラリー等のイベントも含めて、子どもたちに楽しんでいただけるようなグッズも少しお配りしているような状況でございます。

また、あと図書館等についても夏休みですので、おはなし会等を定例的に、特に子ども向けに実施しております。また、23日、24日で、津久井生涯学習センターにおいて、道志川を利用してチューピング川下りということで、小学4年生以上のイベント等を行っております、ここも盛況な参加状況でございます。

主なところでは、旧石器ハテナ館まつりが8月31日に予定されており、夏休み向け、子ども向けに、縄文時代の石蒸料理体験やクイズラリー等、いろいろ体験ができるようなイベントでございます。

溝口委員長 この件につきましては、何かご質問等ございますでしょうか。

大山委員 津久井生涯学習センターの位置付けなのですが、ほかにも生涯学習センターというものが幾つかあるのでしょうか。

小野澤生涯学習部長 津久井生涯学習センターにつきましては、旧津久井町の、合併前からの施設でございます。旧市内には生涯学習センターというものはございませんで、ここ1館のみということでございます。

溝口委員長 それでは、最後に次回の会議予定日でございますが、次回は9月5日木曜日、午後2時30分から、当教育委員会室で開催する予定でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

溝口委員長 それでは、次回の会議は9月5日木曜日、午後2時30分の開催予定といたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

閉 会

午後3時00分 閉会